

雇用保険資格喪失

今治商工会議所労働保険事務組合
TEL:0898-23-3939
FAX:0898-31-6667

※出勤簿又はタイムカード、賃金台帳、退職届又は解雇予告通知書を添付してください。

※契約期間のある方は雇入通知書等(写)をご提出ください。

※労働者が外国人の方は、外国人登録書(写)をご提出ください。

※船員の方は、船員保険被保険者資格喪失確認通知書(写)をご提出ください。

[illegible]

・①欄は、退職日を基準に1ヶ月ずつ遡って記載してください。

・②欄は、①の期間における出勤日数を記載してください。

※日数が10日以下で、労働時間数が80時間以上の場合、労働時間数を⑥備考に記載してください。

・③欄は、賃金締切日を基準に1ヶ月ずつ遡って記載してください。

・④欄は、③の期間における出勤日数を記載してください。
(月給制の場合は、暦日数)

・⑤欄は、③欄期間における総支給額(交通費・残業手当等含む)を記載してください。

・被保険者期間(※日数が11日以上、または、労働時間が80時間以上ある場合に1ヶ月と数えます。)が通算して12ヶ月になるまで記載してください。記入枠が不足の場合は、お手数ですが当紙をコピーしてご使用ください。